【書類名】　手続補正書（方式）
【整理番号】　R9438
【提出日】　平成20年 9月 8日
【あて先】　特許庁長官　殿
【事件の表示】
　【審判番号】　不服2008- 21115
　【出願番号】　特願2003-536518
【補正をする者】
　【識別番号】　598080853
　【氏名又は名称】　海尔集团公司
【補正をする者】
　【識別番号】　504154713
　【氏名又は名称】　海尔▲電▼器国▲際▼股▲分▼有限公司
【代理人】
　【識別番号】　110000040
　【氏名又は名称】　特許業務法人池内・佐藤アンドパートナーズ
　【代表者】　池内　寛幸
　【電話番号】　06-6135-6051
【発送番号】　282284
【手続補正1】
　【補正対象書類名】　審判請求書
　【補正対象項目名】　請求の理由
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　　【請求の理由】
（１）手続の経緯

出願	平成１４年　６月１２日 （優先日　平成１３年１０月１８日）
拒絶理由の通知（起案日）	平成１９年１０月２３日
意見書（提出日）	平成２０年　４月２１日
拒絶査定（起案日）	平成２０年　５月１５日
同謄本送達（送達日）	平成２０年　５月２０日
審判請求書（提出日）	平成２０年　８月１８日
手続補正書（提出日）	平成２０年　９月　８日

（２）拒絶査定の理由の要点
　原査定の拒絶理由は、平成１９年１０月２３日付け拒絶理由通知書に記載した理由、即ち、本願の請求項１～１６に係る発明は下記引用文献１～４に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない、というものである。
　　引用文献１：特開昭５９－１７１５８８号公報
　　引用文献２：特開昭５３－２５０７２号公報
　　引用文献３：特表平９－５００７０９号公報
　　引用文献４：実願平４－２７６３９号（実開平５－８７３５２号）のマイクロフィルム
　平成２０年５月１５日（起案日）付け拒絶査定謄本の備考欄には以下のように記載されている。
　「出願人は、平成２０年４月２１日付けの意見書において、本願の請求項１に係る発明の技術的特徴である「前記中空の内槽軸が、前記歯車箱（１３）の上壁に設けられた軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に設置されており、前記中空の内槽軸が前記軸孔内

で回転可能である」という構成が上記拒絶理由通知書で提示した引用文献１（特開昭５９－１７１５８８号公報）及び引用文献２（特開昭５３－２５０７２号公報）には、記載されていない旨を主張している。
　しかしながら、引用文献１に記載された発明の洗濯兼脱水槽を駆動するための軸３０は、その内部に攪拌体２０のための軸３２があることから、中空であるといえ、さらに第３図の記載等から、この軸３０は遊星ギア等を備える装置内に設置され、ボールベアリング３５を通って延在し、該ボールベアリング３５内で回転可能であることから、引用文献１記載の発明から、出願人の主張する上記構成を得ることは当業者が容易になしえたことである。また、引用文献２についても同様の事項が記載されているといえ、これより出願人の主張する上記構成を得ることは当業者が容易になしえたことである。また、出願人は、技術分野の相違を理由に引用文献１，２記載の発明に上記拒絶理由通知書で提示した引用文献３（特表平９－５００７０９号公報）、引用文献４（実願平４－２７６３９号（実開平５－８７３５２号）のマイクロフィルム）を適用することは容易ではない旨を主張しているが、引用文献１～４記載の発明はいずれも動力の伝導装置である点で共通することから、出願人の主張は採用することができない。したがって、出願人の主張は採用することができず、本願の請求項１～１６に係る発明は上記拒絶理由通知書で提示した理由により特許を受けることができない。」

（３）本願発明が特許されるべき理由
（ａ）本願発明の説明
　本願の独立請求項１に係る発明は、請求項１に記載されたように以下の構成を備える。
　［請求項１］
　駆動力入力端と２つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸（１０）に接続されており、前記攪拌器軸をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸（１１）に接続されており、前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、駆動力入力を２つの駆動力出力に変換する歯車箱（１３）を含む、双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、
　前記歯車箱が、その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備えており、
　前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、
　二対の歯車軸（２９、１６）が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、
　二対の歯車部（１５、２８）が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、
　前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在しており、
　前記攪拌器軸（１０）の前記下端に設置された外歯車（３０）が、前記二対の歯車部の一方（１５）とかみ合っており、
　前記中空の内槽軸（１１）の前記下端に設置された外歯車（１２）が、前記二対の歯車部の他方（２８）とかみ合っており、
　主駆動軸（２０）が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、前記主駆動軸（２０）の上端に設置された外歯車（２４）が、前記二対の歯車部の前記一方（１５）とかみ合っていることを特徴とする伝動機構。
　本願の請求項１に係る発明は、駆動力入力端と２つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸（１０）に接続されており、前記攪拌器軸をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸（１１）に接続されており、前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、駆動力入力を２つの駆動力出力に変換する歯車箱を有する、双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構を提供するものである。

そして、本願の請求項１に係る発明に特有の技術的特徴は、以下のとおりである。
即ち、二対の歯車軸が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、二対の歯車部が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、前記攪拌器軸の前記下端に設置された外歯車が、前記二対の歯車部の一方とかみ合っており、かつ、前記中空の内槽軸の前記下端に設置された外歯車が、前記二対の歯車部の他方とかみ合っており、主駆動軸が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、前記主駆動軸の上端に設置された外歯車が、前記二対の歯車部の前記一方とかみ合っている。
本願の請求項１に係る発明は、上記の構成により、「内槽と攪拌器との互いに相反する２方向の回転を実現する双方向回転を生じさせるための伝動機構が提供される。洗濯中の洗濯機内の水流強度が高まり、かつ、洗濯清浄度が向上する。内槽と攪拌器とが互いに相反する２方向に回転するのと同時に、内槽および攪拌器それぞれの回転方向を、間欠的、かつ、択一的に変化させて、水流の衝突方向を頻繁に変化させることができる。したがって、布が容易に回り、絡まりが減少する。本発明に係る伝動機構および洗濯機は、コンパクトな構造で、より体積が小さく、より信頼性が高く、かつ、より使用期間が長くなる。内槽と攪拌器との構造により、水の攪拌が促進され、かつ、水流の衝突力が増す。」（本願の明細書の段落［００１１］）という優れた効果を奏する。

（ｂ）補正の根拠の明示
平成２０年９月８日付けの手続補正書による補正について説明する。
補正後の請求項１は、補正前の請求項１，２，３及び明細書に記載された実施形態に基づく。
補正後の請求項２は、補正前の請求項２，４に基づく。
補正後の請求項３は、補正前の請求項４に基づく。
補正後の請求項４は、補正前の請求項５に基づく。
補正後の請求項５は、補正前の請求項６に基づく。
補正後の請求項６は、補正前の請求項２，３に基づく。
補正後の請求項７は、補正前の請求項２，７に基づく。
補正後の請求項８は、補正前の請求項７，８，１５に基づく。
補正後の請求項１５は、補正前の請求項１５に対応し、その表現を改めたものである。
補正後の請求項１６は、補正前の請求項１６に対応し、その表現を改めたものである。
上記の請求項の補正に対応するように、明細書の「課題を解決するための手段」の欄を補正した。
従って、上記の補正は、特許法第１７条の２第３項の規定を満足し、更に、特許請求の範囲についての補正は、特許法第１７条の２第４項第２号に規定された特許請求の範囲の限定的減縮を目的とするものである。

（ｃ）引用発明の説明
引用文献１は、中空の軸３０が洗濯兼脱水槽６に接続され、中空の軸３０内に設置された軸３２が攪拌体２０に接続されることにより、洗濯兼脱水槽６と攪拌体２０とを反対方向に回転させる一槽式脱水洗濯機を開示している（図３参照）。引用文献１において、洗濯兼脱水槽６と攪拌体２０との反対回転は、ハウジングに設けられたインターナルギア部３１、キャリア部４３およびサンギア部３３を備えた遊星ギアアセンブリにより実現される。
引用文献２は、伝動入力軸１２２に入力された駆動力を、２つの動力経路を介して、攪拌機１２０を構成する２つの羽根付攪拌部材１２０ａおよび１２０ｂにそれぞれ伝達する衣類洗濯機攪拌装置を開示している。引用文献２において、伝動入力軸１２２がある方向に回転されたとき、攪拌器駆動入力軸１１９に接続された上方攪拌部材１２０ａは一方向に連続的に回転し、管状軸１１７に接続された下方羽根付攪拌部材１２０ｂはその垂直軸

線の周りに揺動する。これに加えて、軸１１６を回転させると、ハウジング１１３及び軸１１５介して、バスケット１１１が回転する。引用文献２において、下方羽根付攪拌部材１２０ｂの揺動は、歯の付いたラック１２９により実現される。
　引用文献３は、回転駆動入力を受ける入力部と、回転駆動出力を生成する４以上の整数であるｎ個の出力部とを備えた差動装置を開示しています。引用文献３において、前記差動装置は、遊星歯車１０４ａ、１０４ｂ、１１０ａ、１１０ｂおよび太陽歯車１０５、１１１などを含む複数の遊星歯車アセンブリを使用している。前記差動装置は、４つ又はそれより多い出力端を必要とする。
　引用文献４は、船舶において用いられる二重反転軸の反転歯車装置を開示している。前記装置は、中空の外軸１とその内部に設けられた内軸２とを相互に逆方向に回転させる。引用文献４の前記装置は、太陽歯車８，２２および遊星歯車１１，１３，１４などを含む遊星歯車アセンブリを用いて、中空の外軸１と内軸２とを逆方向に回転させることを実現している。この伝達は、船舶を推進するための技術にしか適していない。

（ｄ）本願発明と引用発明との対比
　以上から明らかなように、引用文献１，３，４に開示されている伝動装置では少なくとも１つの遊星歯車アセンブリが存在しており、かつ、引用文献２に開示されている伝動装置では歯の付いたラックが用いられているのに対して、本願発明においては遊星歯車アセンブリも歯の付いたラックも必要としていない。
　本願の独立請求項１に係る発明と引用文献１～４に記載された発明とを比較すると、引用文献１～４は、本願の請求項１に係る発明の上記の技術的特徴を開示も示唆もしていない点で相違する。従って、引用文献１～４に開示された構成をどのように組み合わせても、本願の請求項１の構成を導き出すことはできない。これは、本願発明が、伝動機構によって１つの駆動力入力を相互に反対方向に回転する２つの駆動力出力に変換する際に、引用文献１～４に開示されている遊星歯車アセンブリや歯の付いたラックの使用を何ら要件としていないことからも明らかである。
　本願の請求項１に係る発明は、反対方向に回転される２つの出力端を得るために上記の技術的特徴を有する単純な伝動機構を用いることで、上述した優れた効果を奏するものである。本願発明のこの効果も、引用文献１～４からは予測することはできない。
　よって、本願の請求項１に係る発明は、引用文献１～４に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。従って、請求項１を引用する請求項２～１６係る発明も、引用文献１～４に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

（ｅ）むすび
　以上の通りであるから、原査定を取り消す、この出願の発明はこれを特許すべきものとする、との審決を求める。